

○農林水産省告示第千五百二十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年十月十四日

農林水産大臣 小泉 進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	49,240円	44,320円	39,390円	34,470円	29,540円	福島県の区域
	4 類	79,380円	71,440円	63,500円	55,570円	47,630円	福島県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 49,240円 44,320円 39,390円 34,470円 29,540円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 79,380円 71,440円 63,500円 55,570円 47,630円					福島県の区域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円	福島県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	福島県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,350円	2,960円	2,580円	2,320円	2,060円	福島県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。